

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1747号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(併給禁止)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 遠隔地水上警戒作業手当</u></p> <p>(日額の手当の特例)</p> <p>第40条 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業（次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。）に従事した時間（条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手当に係る作業に従事した時間を加えた時間）が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p><u>(22) 遠隔地水上警戒作業手当</u></p>	<p>(併給禁止)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(日額の手当の特例)</p> <p>第40条 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業（次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。）に従事した時間（条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手当に係る作業に従事した時間を加えた時間）が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(21) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。